

税理士 大城 真徳

プロフィール

昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

新企画スタート：第10回

「知って得する・ためになる」

税務トピック!

『 相続時精算課税制度 』

贈与者が65歳以上で受贈者が20歳以上の子どもである場合の贈与税の課税については、これまでの一般の課税方式(基礎控除額110万円・累進税率適用)の他に相続時精算課税制度(非課税枠2500万円税率20%)の選択が可能になりました。

以下そのポイントについて説明します。

(1)適用対象者

贈与者は65歳以上の親、受贈者は20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む)とする。

(2)手続き

- ①本制度の適用を受けようとする受贈者(子)は、その選択に係る最初の贈与を受けた翌年2月1日から3月15日までに、相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付する。
- ②この選択は、受贈者である兄弟姉妹は各々、贈与者である父、母ごとに選択することができる。
- ③本制度は、最初の贈与の際の届出により、相続時まで継続して適用される。

(3)適用対象となる財産等

贈与財産の種類、金額、贈与回数には、制限はない。

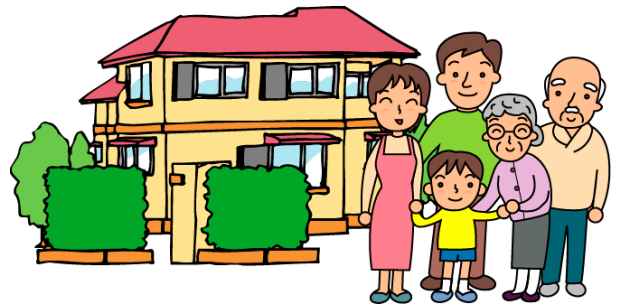
(4)贈与税額の計算方法

- ①本制度を選択した受贈者(子)は、贈与者(親)からの贈与財産について、他の贈与財産と区分し、贈与税の申告・納税を行う。
- ②贈与税額は、本制度を選択した贈与財産の価額から、複数年にわたって利用できる非課税枠2500万円(特別控除)を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出する。

相続時精算課税制度はいったん選択すると、相続時精算課税の対象とした親からその後に贈与を受ける財産については、通常の贈与税の課税方式(110万円の基礎控除)に戻ることができません。また、本制度を適用して他の相続人がその事実を知らなかった場合には後の相続発生の際にトラブルの原因にならないとも限りません。くれぐれも慎重な上を選択していきたいものです。

(5)相続時の取扱い

- ①本制度を選択した受贈者(子)は、本制度に係る贈与者(親)の相続時に、それまでの贈与財産と相続財産を合算して従来の課税方式により計算した相続税額から、すでに納税した本制度に係る贈与税相当額を控除する。
- ②相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価とする。
(注)相続発生時に贈与財産が値下がりしている場合には不利になる可能性があります。
- ③相続税額から控除しきれない贈与税額がある場合は、その控除しきれない額の還付を受けることができる。



(6)適用時期

平成15年1月1日以後の贈与から適用される。

とんとん! 業績アップ! とことん「儲かる」にこだわる税理士事務所
大城真徳税理士事務所
 〒901-2132 満添市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)
 TEL098-876-8231 FAX098-876-8304

< 税務支援 >
 ○ 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
 < 経営支援 >
 ○ 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
 ○ 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ ハソコン会計支援
 ○ 建設業「経審」 ○ 生命保険指導

(URL) <http://www.masism.com> ←... □「税務トピック!」がメルマガにありました □